

広報きよさと

KIYOSATO

4

April 2023

—
No.776

特集 Special

p2 「第2期清里町観光振興計画」を策定しました

注目記事

p12 新たな農業委員が任命

p13 広報誌の発行が月1回になります

p17 ハイヤー利用助成券の対象者が拡充

本計画は、清里町の観光振興の基本的な考え方と施策の方向性を定めるもので、まちづくり計画の最上位である「清里町総合計画」を定めるもので、まちづくり計画

本計画は、清里町の観光振興の基本的な考え方と施策の方向性を定めるもので、まちづくり計画の最上位である「清里町総合計画」を定めるもので、まちづくり計画

開催期日	内 容
令和3年 10月26日	第1回策定委員会 ・策定方針、スケジュール等説明 ・清里町の観光について意見交換
令和3年 11月24日	第2回策定委員会 ・清里町の観光における現状・課題について (第1期計画の推進状況の確認及び反省評価)
令和4年 1月26日	第3回策定委員会 ・第2期計画策定における方向性について (重点的に論議する内容について)
令和4年 7月 5日	第4回策定委員会 ・第2期計画の構成 (基本方針と戦略等について)
令和4年 7月26日	第5回策定委員会 ・基本目標と戦略、主な施策について
令和4年 9月 9日	第6回策定委員会 ・基本目標と戦略、主な施策について
令和4年 10月 7日	第7回策定委員会 ・現状の再確認と目標、戦略の再調整
令和4年 12月 9日	第8回策定委員会 ・観光振興計画素案について



策定の方法

本計画の策定にあたっては、きよさと観光協会、清里町商工会、清里町農業協同組合、札幌地域代表、緑地地域代表、一般公募からの12名により「清里町観光振興計画策定委員会」を設置し、その他専門的知見からご意見をいただき、また、きよさと観光協会顧問、環境省職員、林野庁職員3名のオブザーバーにも参画いただきながら策定しました。

計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

計画策定の目的

第1期清里町観光振興計画の推進状況や現状を再確認し、清里町らしい観光振興の方向性や目指すべき姿、イメージづくりと発信、環境・社会文化・経済への影響

に配慮した観光振興の推進、新たな資源の発掘活用など、地域が一体となって取り進める清里町の目指す観光振興の方針を定めるものです。

計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

【基本理念】

自然と人とのつながりを大切にし、清里の良さ・魅力を伝える

環境・社会文化・経済への影響に配慮した魅力の創造

清里町の貴重な財産である豊かな自然環境や社会・文化を守り育てながら後世につなぎ、清里町の魅力を引き出し、「清里の良さ・魅力」を感じていただきながら、人とのつながりを大切にした観光振興の活性化を図り、来訪者と清里町が長く結びついた観光産業への経済効果が図られる持続可能な観光地域づくりに取り組む想いを込めています。

策定までの経過

本計画の策定にあたっては、第1期清里町観光振興計画の推進項目に沿った取組状況を確認し、その中から見えてきた課題に対応して論議を行いました。その結果を踏まえ、かつ、国際社会全体の目標として定められた「持続可能

な開発目標:SDGs」や、観光の分野においても、その目標達成に向けた取り組みである「持続可能な観光の推進・サステナブルツーリズム」を進めることから、本計画においてもこれらの指針を頭に計画を策定しました。

清里町の観光を振興する方向性と、その取組内容をまとめた「第2期清里町観光振興計画」を策定しましたので、計画の概要をお知らせします。

を策定しました

第2期清里町観光振興計画

策定委員から出された観光振興に向けたご意見

策定委員会の中では、各委員のそれぞれの立場から、たくさんのご意見が出されました。そのご意見を6つの課題に分類・整理し、主な内容をまとめました。

- 清里での過ごし方を伝えるマップの作成(ランニングマップ、フリーウィ-Fiマップなど)
 - 清里町の自然を活用した体験型事業の展開 など
 - 気軽に立ち寄りたくなる体験メニュー (スタンプラリーなど)

- 景勝地や観光施設の管理・サービスを充実させるために観光事業を統括した管理体制の整備
 - ターゲットを絞ったきめ細かな観光情報の発信(届けたい人に必要な情報を届ける)など

- 特産品を強化しながら観光振興につなげる など

1 通過型から滞在型観光へ
促進していくための方策
(滞在時間の延長)

清里町での人気観光スポットにおける滞在時間は短く、見終わると次の観光スポットへと移動してしまい、町への経済効果が低いことから、訪れる人が四季を通じて少しでも長く滞在したくなるような過ごし方を伝える取組みが必要です。

- 【委員の皆さんからのご意見】
 - 宿泊することで体験できる観光メニュー
 - アウトドアブームに対応したキャンプ場の充実(地場産品を使つた食事セットの提供)
 - 景勝地をつなげる事業の展開

- 清里町の観光振興を図るうえで、人材や組織の強化は重要な取り組みです。
- 自然景観や環境を守りながら観光事業を推進することの大切さを理解し、観光協会を中心とした人材活用や雇用の創出を図りながら、観光ガイドやサポーターを育成し、町の観光を強化する取組みが必要です。
- 【委員の皆さんからのご意見】
 - 観光協会を中心とした観光情報発信の充実と、清里の良さを広めるサポーターの獲得

- 潜在時間の短さや消費拡大につながる観光メニューが少なく、観光客が町を訪れるによる経済効果が低いことから、観光分野のみならず、各産業と連携した観光地づくり、魅力づくり、発見、買い物、飲食に繋げる取組みが必要です。
 - 【委員の皆さんからのご意見】
 - 清里の魅力が詰まつた農協女性部考案のレシピの活用
 - 各団体とのコラボによる商品の開発
 - 一般公募による特産品コンテストの実施による観光振興

観光振興を図るための中心となる町や観光協会、商工会、農協、ガイド協会、飲食店組合など、関係団体の役割を確認し、それぞれの団体が得意な分野・手法により取組みが必要です。



特集 「第2期清里町観光振興計画」を策定しました

①ほしかぜの丘スノーシューツアー

2 親子自然觀察會

③オートキャンプ場

4 ダウンヒルサイクリング

町では、滞在型観光の促進や経済波及効果の向上に向けて、オートキャンプ場の充実や四季折々の美しい自然を肌で感じられる体験型ツアーの構築などに取り組んでいます。

ど

美しい観光資源の環境保全に向けた取組みと理解を、環境省や林野庁と連携しながら推進することが大切です。また、動画による町の暮らしや魅力を伝える観光プロモーション活動の強化も、より有効な取組みです。

季節に応じた体験メニューなど

【委員の皆さんからのご意見】

清里の魅力の発信(普段は体験できない映像や働く人、作業風景など)

5 既存の観光資源の確保と魅力の向上及び育成のための方策



6
アフター「コロナ」を見据えた
新しい生活様式に対応した
観光振興の方策

では、滞在型観光の促進や経済波効果の向上に向けて、オートキャン場の充実や四季折々の美しい自然を肌で感じられる体験型ツアーの築などに取り組んでいます。

【委員の皆さんからのご意見】

- 季節ごとの清里の魅力発信
- SNSの普及による個人からの情報発信促進
- ターゲットを意識した事業展開（個人、家族、団体、各年代など）
- 観光地における通信環境の整備
- 再訪型（リピーター）観光客獲得のための魅力づくりと取組みなど

計画の着実な 推進に向けて

本計画の中には、すぐに取り組める事業から、ある程度の期間を必要とする事業もありますが、実現できることから着実に実施していくことが重要です。本計画を推進するためには、各主体がそれぞれの役割を果たすことが大切ですが、積極的に相互連携し、かつ、積極的に外部有識者を活用するなど、果敢に新しい取組みに挑戦することが求められます。

町、観光協会、商工会、農協は各主体間のコーディネーターとして、取組みに対する支援や調整を行いながら、四者で連携し計画を推進します。また、本計画の推進にあたっては、年度ごとに観光関係団体や事業者、町民、町等により進捗状況を検証し、世の中の動きと観光を取り巻く状況に対応した選択により推進していきます。

計画策定作業 を通して

観光振興計画の策定に携わった4名の委員さんへ、観光振興にあたって大切なことや町の観光に期待することなど、策定作業を通して感じたことをお伺いしました。

オブザーバー
田中 準さん



環境省
阿寒摩周国立公園
管理事務所長

委員
河合 千尋さん



パパスランドさつる
支配人

副委員長
斎藤 聖子さん



一般公募

委員長
山下 健吾さん



きよさと観光協会
会長

清里町は昔から、農業と自然の風景が調和し、心安らぐ美しい町です。観光振興を図るにあたっては、美しい風景やゆったりとした雰囲気を大事にして壊さないこと、「清里らしさ」を伝えられる・堪能できるサービスを作ること、この2つの視点を軸に、町全体で理念や目標を共有して連携協力し、他産業等との間に相乗効果を生みだすことが大切だと感じています。

観光で、清里らしい地域振興・地域づくりが進むことを期待しています。

●問い合わせ 企画政策課地域振興グループ ☎ 0152（25）3601

清里町の農村風景やおいしい水は、私たちにとっては当たり前に感じますが、町外から来た観光客の方は感動されることも多く、清里にはまだ掘り起せる観光資源があると感じています。また、この町の観光資源について、小中高の教育活動と連携することができれば、将来的に大きな町の力になると考えています。

今回の計画も、行政だけ、観光業だけが取り組んでも実現できません。町民全体が一丸となって取り組んでいくことが必要だと思います。

清里町は日常の中で自然に触れられる場所が豊富です。もっとその良さを伝え、生かしていくことが必要だと感じます。この町で観光に携わる方々は、みんな清里町が大好きで、活動は違えど「この町の魅力を多くの方に伝えたい」という思いは同じです。それぞれの活動の点と点が面となり、スマートに観光の力を伸ばしていけたらと思います。

町の自然を守りながら、スピード感を持って取組みが進められることを期待します。

清里町における観光の可能性や魅力を町民の方々に伝えることに、もっと力を入れなければならないと感じています。

過疎が進み、町の存続が危ぶまれるこの町において、観光はまさに町おこしや地域振興そのものもあります。新しいことにチャレンジすること、そしてチャレンジして失敗しても許容し、次に生かすことが重要だと考えます。北海道中探しても、こんなに素晴らしい町はありませんから。

第2期清里町観光振興計画が答申

2月27日、令和3年度から策定作業が進められていた第2期清里町観光振興計画について、策定委員会委員長の山下健吾さんから櫛引町長へ答申書が手渡されました。この計画は、町の観光振興の基本的な考え方と施策の方向性について定めたもので、計画期間は令和5年度から5年間となります。



小学校で「清里町をもっと良くするための提言」発表会

3月8日、小学校6年生の総合的な学習の時間で、子どもたち自らが考案した「清里町をもっと良くするための提言」発表会が行われました。当日は、ごみ拾いを通じた町の活性化やキッチンカーを活用した新たな観光の取組みなど、斬新なアイデアが盛り込まれた6つの提言が発表されました。



新たな門出を祝って 各学校などで卒業式・修了式

3月の卒業シーズンを迎え、各学校などで卒業式や修了式が行われました。子どもたちは、お世話になった先生や保護者の方々に温かく見守られながら、皆立派な姿で卒業証書を受け取っていました。



郷土芸能を受け継ぐ 清里高校1年生が音楽の授業で竜神太鼓

2月6日と14日の2日間、清里高校1年生の音楽の授業で竜神太鼓の体験学習が行われました。清里高校では、地域の歴史や文化を学ぶ取組みとして、郷土芸能に触れる授業を毎年行っています。ほとんどの生徒がこの授業で初めて竜神太鼓を演奏し、清里町の歴史ある郷土芸能に触れました。



3年ぶりの開催 自治会対抗ミニバレー大会

2月23日、自治会対抗ミニバレー大会が開催され、91名の選手が出場されました。3年ぶりの開催となった当日は、男子7チーム、女子9チームが出場し、熱戦が繰り広げられた結果、男子の部では羽衣町南・向陽合同チームが、女子の部では羽衣町南チームがそれぞれ優勝を果たしました。



きよさと子ども塾 「デジタルで遊ぼう」が開催

2月25日、きよさと子ども塾が開催され、6名の子どもたちがパソコンでオリジナルクイズゲーム作りに挑戦しました。子どもたちは、講師となった北海道科学大学の学生たちからアドバイスを受けながら、自らが考案したクイズに音や動きを付けたりと、パソコン上でプログラムを組んでいました。



未来のまちづくりに向けて 地域懇談会を開催

町と緑自治会、札弦自治会による未来のまちづくり地域懇談会が行われました。先に実施した生活ニーズアンケートをもとに、人口減少にふさわしい行政サービスや公共施設の在り方など活発な意見交換が行われました。町では今後も意見交換を重ね「未来のまちづくり地域づくり構想」を策定していく予定です。



広報誌の発行が月1回に変わります

これまで毎月2回発行してきた広報誌について、自治会の皆さんとの仕分け・配布負担の軽減と情報の集約に向けて、令和5年度(広報5月号)から実証的な取組みを行います。行政情報は毎月1日発行の広報誌に集約し、これまで町が作成してきた折込チラシの情報もすべて広報誌の紙面に掲載します(各種団体が作成するチラシはこれまで通り配布します)。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》企画政策課まちづくりグループ ☎0152(25)2135

町からのお知らせが電話やファックスでも受け取れます

町では、「お知らせメール@きよさと」にて各種お知らせや災害情報などを配信しています。

今年から電話やファックスでの受取りもできるようになりました。町では今後「お知らせメール@きよさと」での情報発信を積極的に行っていきますので、ぜひご登録ください。

●メールの登録方法

※事前にお使いの携帯電話等で kiyosato-town@sg-p.jp のアドレスを受信できるよう設定を行ってください。

方法1 QRコードを読み取り、表示される手順に従い
登録をお願いします。
(QRコードは株デンソーウェーブの登録商標です)



方法2 登録用メールアドレスあてに空メールを送信し、返信される
メールに記載された手順に従い登録をお願いします。

【登録用メールアドレス】
t-kiyosato-town@sg-p.jp

●ファックス送信について(新規登録が必要)

所定の様式により配信します。ファックス回線の混雑状況により配信完了まで時間を要する場合があります。

●電話での配信について(新規登録が必要)

自動音声により配信情報を読み上げます。電話番号は050-3200-0342から配信されますので、あらかじめ「お知らせメール」などの名前で登録しておくと便利です。

電話に出られなかった場合、留守番電話サービスをお使いの場合は着信履歴が残ります。留守番電話サービスをお使いでない場合は、最新の配信に限り、かけ直すことで確認することができます。

ファックス、電話での配信をご希望の方は総務課管財グループまでお問い合わせください。

*お使いの電話を非通知設定にしている場合、聞き直すことができませんのでご注意ください。

※配信を受け取る際、別途通信料がかかります。

《問い合わせ》総務課管財グループ ☎0152(25)2130

新たな農業委員が任命されました

令和5年3月に新たな農業委員が任命されました。任期は、令和5年3月19日から令和8年3月18日までの3年間となります。

町内の地区からの推薦



【再任】
青野 徹
(江南第3)



【再任】
島田 慎司
(向陽中)



【再任】
岡本 勝弘
(向陽東)



【再任】
岩井 清郎
(上斜里東)



【再任】
早川 秀和
(上斜里)



【再任】
河西富士夫
(札弦町第2)



【再任】
鈴木 良則
(神威中)



【新任】
浅野 智樹
(緑)



【再任】
柳谷 克彦
(羽衣町第1)



【再任】
垂石 義秋
(札弦町第1)

団体からの推薦



【新任】
佐藤 弘康
(上斜里中)



【新任】
吉田 勝典
(向陽北)



【新任】
長嶋 裕平
(江南東)

一般募集



【再任】
太田 智美
(羽衣町南)

防火チェックシート

該当する項目にチェックします。この機会に火災の危険がないか確認してみましょう。

台所

- コンロの火をつけたままその場を離れてしまうことがある
- グリル内に油汚れなどが溜まっている
- 安全装置の付いていない調理器具を使用している
- ガスのゴムホースに劣化がみられる
- コンロの周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- コンロの奥に置いてあるものを取ろうとしてしまうことがある
- 家庭用消火器等を設置していない

ストーブ

- ストーブをつけたまま長時間出掛けことがある
- ストーブをつけたまま寝ている
- 安全装置の付いていないストーブを使用している
- ストーブの周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- ストーブの上で洗濯物を干すことがある
- 煙突を使用しているが定期的な清掃を実施していない

お部屋

- 住宅用火災警報器を設置していない、または定期的に動作点検していない
- たこ足配線をしている
- コンセントが見えない位置にあり、ほこりが溜まっている
- 電化製品の配線が家具の下敷きになっている
- 電気コードを束ねている
- 仏壇内のろうそく周りに燃えやすいものが置かれている

たばこ

- 寝たばこをしてしまうことがある
- 吸い殻の周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- 灰皿に吸い殻がたくさん溜まっている
- 吸い殻を水に漬けていない
- 吸い殻の火が消えたか確実に確認せずにゴミ箱に捨ててしまう

◎チェック項目が多いほど火災が起りやすい状態です。チェックの付いた項目について改善するようご検討ください。

◎全国的に死傷者の発生する火災が続いている。これから空気が乾燥する時期になりますので、より一層「火の用心」を心掛けてください。

《問い合わせ》 消防署清里分署 ☎ 0152(25)2110

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金（厚生年金・共済年金含む）に加入することが義務付けられています。	国民年金は、みんなで暮らしを支え合う社会保険制度です。加入の種別は、次の3種類に区分されます。
第1号被保険者	自営業者・学生農業者とその家族など
第2号被保険者	会社員（厚生年金）や公務員（共済組合）など
第3号被保険者 入っている配偶者	ご本人や配偶者の就職・転職・退職、結婚などで、年金の加入手続きや種別変更の手続きをされないと、病気やけがで障害が残ったときの障害年金を受け取ることができなくなる場合があります。（下図を参照）

こんな時は手続きが必要です

現行の種別	このようなとき	資格取得日	変更後の種別	手続き先
第1号	第1号被保険者の夫婦のどちらかが第2号被保険者になり、配偶者として扶養されるようになったとき	配偶者に扶養されることになった日	第3号	配偶者の勤務先
	結婚や退職等で、第2号被保険者の配偶者に扶養されることになったとき			
第2号	会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されることになったとき	退職日の翌日	第1号	役場
	60歳になる前に、会社等を退職したとき			
第3号	第2号被保険者である配偶者が、会社などを退職したとき	配偶者の退職日の翌日	第1号	役場
	第2号被保険者である配偶者が、65歳になったとき	配偶者の65歳の誕生日の前日		
	配偶者の扶養から外れたとき（収入が増えたとき、離婚したときなど）	配偶者に扶養されなくなった日		

消防署清里分署	午後7時より30秒間	午前9時	午前9時	・清里市街	午前9時	日(水)
防火査定	間中、町内市街地区を巡回します。	午前10時	午前10時	・札弦市街	午前10時	日(水)
町内予防広報	火災予防運動期	午前10時50分	午前10時50分	・緑市街	午前10時50分	日(水)
啓蒙事業所訪問	期間中毎日	午前9時	午前9時	・清里市街	午前9時	日(水)
火災予防車両パレード	4月19日(水)	午前9時	午前9時	・札弦市街	午前10時	日(水)
・火災予防運動を行います。	春の火災予防運動を行います。	午前9時	午前9時	・緑市街	午前10時	日(水)
・火災予防車両パレード	4月19日(水)	午前9時	午前9時	・清里市街	午前9時	日(水)

生活情報

こんな時には国民年金の手続きが必要です

ありますので、忘れない手続きしてください。
役場での手続きには①変更日が確認できる書類、②マイナンバーカードまたはマイナンバーが分かれる書類、③マイナンバーカードをお持ちでない方は本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。

いない方には、おおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」などが送付されますので、手続きは不要です。

●問い合わせ
町民課町民生活グループ
(戸籍年金担当)
☎ 0152(25)2157

●問い合わせ
北見年金事務所国民年金課
(戸籍年金担当)
☎ 0157(25)8703

春先の火災を防止するため、次のとおり春の火災予防運動を行います。
春の火災予防運動を行います。

●予防運動期間
4月20日(木)～30日(水)

●問い合わせ
消防署清里分署
☎ 0152(25)2110

●問い合わせ
物・危険物施設
・防火査定 一般住宅、防火対象
・町内予防広報
・啓蒙事業所訪問
・火災予防車両パレード
・火災予防運動を行います。

北海道知事・北海道議会議員選挙が行われます

投票日

4月9日(日) 午前7時～午後6時まで

※清里町では投票終了時間を繰り上げて、午後6時までとっています。

■期日前投票を行っています

【期日前投票】

- 期間 4月8日(土)まで
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場1階小会議室

清里町長・清里町議会議員選挙が行われます

投票日

4月23日(日) 午前7時～午後6時まで

※清里町では投票終了時間を繰り上げて、午後6時までとっています。

■町内の投票所で投票できる方

清里町で投票できる方は、次のすべての条件を満たしており、かつ清里町選挙人名簿に登録されている方です。

- ①日本国籍を有する方
- ②平成17年4月24日までに生まれた方
- ③令和5年1月17日までに清里町に転入届出をし、引き続き3カ月以上住所を有している方

■期日前投票ができます

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票日当日に投票ができない方は、「期日前投票」ができます。

※入場券をご持参ください（印鑑不要）

【期日前投票】

- 期間 4月19日(水)～4月22日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場1階小会議室

■不在者投票について

仕事・学業・旅行などで町外に滞在中の方や、病院・施設に入院（入所）している方は、滞在地や施設等で不在者投票ができます。詳しくは、清里町選挙管理委員会および入院（入所）施設にお問い合わせください。

尚、不在者投票に必要な書類はお手元に届くまでに日数がかかりますので、お早めの手続きをお願いします。

《問い合わせ》 選挙管理委員会事務局 ☎ 0152 (25) 2131

実証実験バスの運行 は終了しました

昨年の12月から実施してきた実証実験バスの運行は、3月31日をもつて終了しました。ご利用ありがとうございました。

- お品物 寄付金
- 羽衣町第2自治会女性部 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）
- 荒木 謙さん（羽衣町第1）
- 岩佐 恵子さん（羽衣町第1）
- 大谷 晴一さん（札弦町第2）
- 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）
- 美馬 廣子さん（向陽北）
- 荒木 謙さん（羽衣町第1）
- 岩佐 恵子さん（羽衣町第1）
- 大谷 晴一さん（札弦町第2）
- 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）

社会福祉協議会へ寄付
老健きよさと・ケアハウスきよさと含む
あなたがなお気持ち
ありがとうございます

24時間年中無休
通話料・相談料無料

きよさと健康ダイヤル24
0120-402-523

気になる身体の症状

けがの応急処置方法

医療機関情報等のご提供

【ご利用方法】 電話がつながりましたら、お名前・年齢を告げてください。
ご相談内容に応じてアドバイスいたします。

- 医師・保健師・看護師などの相談スタッフが24時間・年中無休体制でご相談に応じ、わかりやすくアドバイスいたします。
- いつでもどこからでも、清里町にお住いの皆様が専用ダイヤル（通話料無料）でご相談できます。（非通知設定対応不可）

4月のイベントカレンダー

●保健福祉課保健グループ ☎ 0152 (25) 3850

行事	日時	場所
幼児歯科健診・フッ素塗布	12日(木) 午後0時45分～	保健センター
乳幼児健診	20日(木) 午後1時～	保健センター
こころの健康相談	24日(月) 午前9時～	保健センター
ぴよぴよママのリフレッシュ	25日(火) 午後1時10分～	保健センター

●子育て支援センター ☎ 0152 (25) 2100

行事	日時	場所
すくすく健康相談	5日(水) 午前9時30分～	子育て支援センター
赤ちゃん広場（1～6ヶ月対象）	10日(月) 午前9時30分～	子育て支援センター
親子で遊ぼう土曜日開放	15日(土) 午前9時30分～	子育て支援センター
札弦親子遊びの広場	24日(月) 午前9時30分～	札弦保育所

町営住宅入居者募集

■申込期間【一般募集住宅】 4月3日㈪～4月11日㈫

入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。
公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。
(入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります)

■入居資格など、詳しくはお問い合わせください

■公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
青葉団地	緑町22番地5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238号	8,600円～12,800円
			2DK	239号	8,500円～12,600円
札進団地	札弦町51番地2		2DK	267号	5,700円～8,500円
				268号	
札南団地	札弦町36番地3	一般世帯向け	2DK	212号	4,300円～6,500円
			3DK	217号	5,500円～8,200円
上斜里団地	羽衣町21番地99		3LDK	300号	15,000円～22,300円
麻園第2団地	羽衣町58番地114	一般世帯向け	3LDK	292号	13,000円～19,400円
さくらんば団地	水元町35番地5	一般世帯向け	92-24号	19,000円～28,300円	
			92-26号	18,000円～26,800円	
			93-35号	18,200円～27,100円	
			93-36号	19,200円～28,600円	
			93-39号	19,200円～28,600円	
			94-44号	19,400円～29,000円	
			2LDK	96-61号	17,300円～25,800円
さっつる団地	札弦町316番地5	一般世帯向け	2LDK	14-109号	19,400円～28,900円
ひまわり団地	羽衣町27番地26	一般世帯向け	3LDK	08-99号	22,600円～33,700円

*さくらんば団地(一部)・青葉団地・札進団地・札南団地のお部屋に関しましては、お申し込み後に修繕を行うため、入居まで2か月程度時間を要します。あらかじめご承知おきください。

■地域優良賃貸住宅・特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
ふれあい団地	羽衣町39番地4	一般世帯向け	2LDK	98-727号	36,000円
		単身向け	1LDK	92-606号	21,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	一般世帯向け	3LDK	93-703号	41,000円
				93-704号	
				97-712号	
ひまわり団地	羽衣町27番地26	一般世帯向け	2LDK	10-751号	41,000円
さくら団地	羽衣町27番地14	一般世帯向け	3LDK	92-501号	30,000円



さくらんば団地（公営住宅）



ふれあい団地



さっつる団地



リバーサイド団地

問い合わせ 町民課町民生活グループ ☎25-3577

引越しの際は、マイナンバーカードの継続利用手続きが必要です



マイナンバーカードをお持ちの方は、転入先市区町村窓口において「継続利用」の手続きが必要ですので、転入届を提出する際には、「マイナンバーカード」「暗証番号が分かる書類等」をお持ちください。

「継続利用」手続きの条件

【新しい住所に住み始めた日から14日以内】かつ【転出予定日から30日以内】に転入届を提出する必要があります。

マイナンバーカードの失効にご注意ください！

転入届を提出する際、マイナンバーカードを持参していない等により「継続利用」ができなかった場合、【転入届の提出日から90日以内】に手続きをしなければ、マイナンバーカードは失効してしまいますのでご注意ください。

令和5年2月6日より、マイナポータルから「転出届」を提出できるようになりました
このサービスを利用された場合、転出にあたり役場窓口への来庁が原則不要です。

このサービスは、「電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引越しをされる方」がご利用いただけます。ご自身の引越しをはじめ、同一世帯の方の引越しのお手続きでもご利用いただけます。

なお、「転入届」は、これまで通り転入先市区町村窓口にてお手続きが必要です。

詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

デジタル庁
ホームページ
はこちら



★マイナンバーカード普及促進事業(現金1万円)★

【令和5年3月31日まで】にマイナンバーカードを【申請された方】に対し、1人につき1万円の現金給付事業を実施しています。

対象者の方へ随時申請書を送付しますので、お手元に届きましたら必要事項を記入のうえご返送ください。

★マイナポイント第2弾（最大2万円分）★

【令和5年2月28日まで】にマイナンバーカードを【申請された方】が対象です。

ポイントの申込手続、ポイントの対象となるチャージまたはお買い物、健康保険証の利用申込みおよび公金受取口座の登録期限は、【令和5年5月31日まで】となります。

※ポイントを受け取るためにウェブサイトより申込手続きが必要です。

※きよポンでお申込みされた方は、ポイントを使って商店や飲食店を盛り上げましょう！

《問い合わせ》 町民課町民生活グループ ☎0152(25)2157



令和4年度 各会計予算		
会計名	補正額	補正後の総額
一般会計(第8号)	3億1,001万9千円	63億931万6千円
介護保険(第2号)	△2,297万6千円	4億7,470万7千円
国民健康保険(第3号)	△5,543万6千円	7億1,136万8千円
後期高齢者医療(第2号)	91万9千円	8,208万2千円
簡易水道(第3号)	△179万9千円	6,096万6千円
農業集落排水(第4号)	△1,126万3千円	1億4,560万8千円
焼酎(第3号)	△469万8千円	1億1,452万4千円
小水力発電(第1号)	2,700万円	8,800万1千円

◆ 一般会計（第8号）
今回の補正は、実行予算に基づき、事務事業の執行に伴う不^{主な補正事業}用額の減額及び不足が見込まれる事業の増額並びに特別会計の操出金の調整に係る補正です。

○ 地域拠点施設整備事業
4億3千560万円

○ 商工振興事業補助事業
1千156万7千円

○ 清里町地域脱炭素戦略策定事業
4億3千560万円

◆ 簡易水道事業（第3号）
委託料、工事請負費、経済支援対策の基本使用料減免事業等の整理・実績に基づく補正です。

◆ 農業集落排水事業（第4号）
委託料、工事請負費等の整理・実績に基づく補正です。

◆ 燃料事業（第3号）
職員給与費、焼酎売払収入、

◆ 後期高齢者医療（第2号）
保険料、繰入金、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の精査に伴う補正です。

◆ 国民健康保険事業（第3号）
療養給付、保健事業費の実績精査及び国民健康保険税の収納状況に伴う補正です。

◆ 小水力発電事業（第1号）
各介護保険サービスの給付見込みによる保険給付費の増減に伴う補正です。

◆ 揚湯試験事業
○ 保健福祉総合センター温泉井揚湯試験事業
603万円

◆ 介護保険事業（第2号）
各介護保険サービスの給付見込みによる保険給付費の増減に伴う補正です。

◆ 水力発電事業（第1号）
売電収入の増加に伴う協議会負担金の増額及び執行額の確定に伴う補正です。

◆ 清里町個人情報保護法施行条例の制定
「清里町個人情報保護法施行条例の制定」に伴い、審査会設置に係る条例を制定するものです。

◆ 清里町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
「清里町情報公開・個人情報保護審査会条例」の制定により改正するものです。

◆ 清里町債権管理条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴う「清里町債権管理条例」の制定により改正するものです。

◆ 清里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
個人情報保護法の改正に伴う「清里町議会の個人情報の保護に関する条例」が適用されています。

◆ 清里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴う「清里町議会の個人情報の保護に関する条例」が適用されています。

◆ 簡易水道事業（第3号）
委託料、工事請負費、経済支援対策の基本使用料減免事業等の整理・実績に基づく補正です。

◆ 農業集落排水事業（第4号）
委託料、工事請負費等の整理・実績に基づく補正です。

◆ 燃料事業（第3号）
職員給与費、焼酎売払収入、

◆ 後期高齢者医療（第2号）
保険料、繰入金、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の精査に伴う補正です。

◆ 国民健康保険事業（第3号）
療養給付、保健事業費の実績精査及び国民健康保険税の収納状況に伴う補正です。

◆ 小水力発電事業（第1号）
各介護保険サービスの給付見込みによる保険給付費の増減に伴う補正です。

◆ 清里町個人情報保護法施行条例の制定
「清里町個人情報保護法施行条例の制定」に伴い、審査会設置に係る条例を制定するものです。

◆ 清里町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
「清里町情報公開・個人情報保護審査会条例」の制定により改正するものです。

◆ 清里町債権管理条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴う「清里町債権管理条例」の制定により改正するものです。

◆ 清里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
個人情報保護法の改正に伴う「清里町議会の個人情報の保護に関する条例」が適用されています。

◆ 清里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴う「清里町議会の個人情報の保護に関する条例」が適用されています。

◆ 簡易水道事業（第3号）
委託料、工事請負費、経済支援対策の基本使用料減免事業等の整理・実績に基づく補正です。

◆ 農業集落排水事業（第4号）
委託料、工事請負費等の整理・実績に基づく補正です。

◆ 燃料事業（第3号）
職員給与費、焼酎売払収入、

◆ 後期高齢者医療（第2号）
保険料、繰入金、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金の精査に伴う補正です。

◆ 国民健康保険事業（第3号）
療養給付、保健事業費の実績精査及び国民健康保険税の収納状況に伴う補正です。

◆ 小水力発電事業（第1号）
各介護保険サービスの給付見込みによる保険給付費の増減に伴う補正です。

◆ 清里町個人情報保護法施行条例の制定
「清里町個人情報保護法施行条例の制定」に伴い、審査会設置に係る条例を制定するものです。

◆ 清里町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定
「清里町情報公開・個人情報保護審査会条例」の制定により改正するものです。

◆ 清里町債権管理条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴う「清里町債権管理条例」の制定により改正するものです。

◆ 清里町議会の個人情報の保護に関する条例の制定
個人情報保護法の改正に伴う「清里町議会の個人情報の保護に関する条例」が適用されています。

◆ 清里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
個人情報保護法の改正に伴う「清里町議会の個人情報の保護に関する条例」が適用されています。

補正予算

令和5年 第2回 清里町議会定例会

令和5年第2回定例会は、3月10日に招集され、会期を14日までの5日間と決め、初日は人事案件、条例制定・改正、令和4年度各会計補正予算など39議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。また、令和5年度予算編成方針、令和5年度各会計予算説明などが行われました。
11日から12日までは議案精査のため休会とし、13日から14日まで令和5年度各会計予算審議、予算総括質疑が行われました。その後、予算関連条例、令和5年度各会計予算、意見案など11議案を可決し、閉会しました。

令和5年度 当初予算 **67億5,920万9千円を可決**

統一地方選挙の年のため
骨格予算編成

特別会計

17億6,020万9千円

会計名	予算額
介護保険	4億9,586万8千円
国民健康保険	7億2,008万5千円
後期高齢者医療	8,644万7千円
簡易水道	5,984万7千円
農業集落排水	2億602万9千円
焼酎	1億1,693万1千円
小水力発電	7,500万2千円

臨時教員配置事業

630万2千円

緑スキー場リフト整備事業

1千485万円

中高校生海外派遣研修事業

1,161万5千円



一般会計

49億9,900万円

主な事業

○役場庁舎冷房改修事業	2,425万2千円
○職員単身者住宅建設事業	7,851万9千円
○ホームページサイト更新事業	800万円
○地域公共交通対策事業	1,863万5千円
○障がい者計画・障がい福祉計画策定事業	429万6千円
○高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	496万7千円
○子ども・子育て支援事業計画策定事業	286万8千円
○農地整備事業	5,699万1千円
○商工会補助事業	1,350万5千円
○観光協会補助事業	1,861万3千円
○除雪車更新事業	4,068万1千円
○公営住宅改修事業	4,057万3千円



議会も同様に、『法律の適用対象から除外する』こととされたため、議会において独自の条例を制定するものです。

既に制定されている条例等の引用法令や文言など、内容、効力の有無を改めて精査の結果により改正するものです。

条例の精査・確認による改正

斜里郡3町終末処理事業組合議會議員補欠選挙

議会設置条例の制定

地元公共交通の活性化及び再

生法に関する法律に基づき、清

里町地元公共交通計画を策定

し、関係行政機関、交通事業者、

地域住民等を構成委員として協

議を行う法定協議会を設置する

ため、条例を制定するものです。

条例を制定するもので

す。

条例を制定するもので

図書館を利用しよう

図書館は、どなたでも無料で利用することができます。利用登録される方は、住所・氏名・生年月日が確認できるもの（運転免許証・学生証・マイナンバーカード等）をお持ちになって、図書館カウンターでお手続きください。斜里町・小清水町・網走市の図書貸出登録証をお持ちの方は各図書館のカードでの登録も可能です。

今月の本棚

安全・安心な野菜づくり 【期間】4月1日(土)～4月30日(日)

近年、食と健康への関心の高まりから、にわかに流行している家庭菜園。トマトやナス、レタスなどの野菜から、おつまみにもなる枝豆など自分で育てた野菜は完全で格別においしいもの。土づくりや肥料の知識から、種まき・育苗・防虫など「家庭で野菜づくり」をするための本を集めました。

春は家庭菜園を始めるのに適した季節です。ぜひチャレンジしてみてください。

○×写真でわかるおいしい野菜の生育と診断	高橋 広樹 著
連作でよく育つ野菜づくり	木嶋 利男 著
土壤微生物の基礎知識	西尾 道徳 著
はじめて育てる北国の果樹	北海道農業改良普及協会 編
花を育ててみたいのですが。	花福 ござる 著

ほか

読み聞かせ会

今月の読み聞かせ会はお休みです。

図書館情報



Library

【開館時間】
火曜～土曜:
午前10時～午後6時
日曜・祝日:
午前10時～午後5時
【休館日】 毎週月曜日
(祝日の場合は開館)
【問い合わせ】
清里町図書館 ☎25-2582



清里町図書館
トップページ

- お知らせ
 - 読み聞かせ会
 - イベント情報
 - 蔵書検索
- はこちらをご覧ください。

特設コーナー

自閉症って? 【期間】4月1日(土)～4月30日(日)

毎年4月2日は、国連が定める「世界自閉症啓発デー」です。日本では、4月2日から8日を「発達障害啓発週間」としています。誰もが支え合い、認め合える社会の実現を目指して、自閉症や発達障害への理解を深めましょう。



障害があってもいっしょだよ!
自閉症のあるぼくの毎日
マリ・シュー 文



自閉スペクトラム症の
女の子が出会う世界
サラ・ヘンドリックス 著



発達障害「できないこと」
には理由がある!
ジョリー・フレミング 著



「普通」ってなんなかな
が発達障害の人々が見
ている世界
岩瀬 利郎 著

ほか

「さんろく」では、教育委員会による行事のご案内など生涯学習に関する情報をお知らせします。

就学費用の一部を援助します

中学校に通うお子さんの学用品費の支払いなどでお困りの世帯に、就学費用の一部を援助します。

経済的な事情により、小学校・中学校に通うお子さんの学用品費の支払いなどでお困りの世帯に、就学費用の一部を援助します。

お知らせ掲示板



Information

養、災害や事故などのけがで収入
が減少した場合
問い合わせ・申込先
生涯学習課学校教育グループ
☎ 0152(25)2139

各施設の利用料金

施設名	場所	受付窓口	生涯学習総合センターの利用
札幌支所	札幌市中央区清里1丁目5番2号	0152(25)2925	生涯学習総合センター
札幌トレーニングセンター	札幌市中央区清里1丁目5番2号	0152(25)2267	札幌トレーニングセンター
札幌市清里トレーニングセンター	札幌市中央区清里1丁目5番2号	0152(25)2005	札幌トレーニングセンター
札幌市武道館・テニスコート・町営野球場	札幌市中央区清里1丁目5番2号	0152(25)2005	札幌トレーニングセンター

町民の皆さんのがスポーツ活動やレクリエーション、健康づくりなどに町内の各施設をご利用ください。

体育施設の利用受付窓口

下記表を参照ください。

【生涯学習総合センター使用料金表】

室名	1時間あたりの料金
多目的ホール	2,200円
ステージ	1,650円
小ホール	900円
創作活動室	500円
児童室	550円
和室A	600円
和室B	220円
和室C	200円
研修室A	350円
研修室B	350円
会議室	400円
音楽室	600円
調理実習室	450円
分館	600円

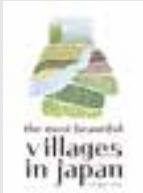
※ご利用の際は事前に申請が必要です。
※冷房や備品を使用の場合は別途料金がかかります。



【清里町体育施設使用料金表】

施設名	部屋区分	単位	区分	使用料金	備考
アリーナ	1時間につき	団体全面	1時間につき	1,900円	
			団体半面	950円	
			団体1/4面	475円	
清里トレーニングセンター	1時間につき	1人1回		100円	個人利用は、共通利用券とする。
		1人1回		100円	
		1人1回		100円	
		1時間につき	団体	300円	
町民プール	1時間につき	1人1回		100円	
		1時間につき	団体	200円	
		回数券(1枚綴り)		2,000円	
清里ゲートボール場		1時間につき	団体	4,000円	
		1ヶ月定期	団体	3,000円	
武道館	1時間につき	弓道場		400円	
		柔道場		5,000円	
		剣道場		200円	
		和室		100円	
札幌トレーニングセンター	1時間につき	1時間につき	団体	300円	
		1人1回		100円	
町民グラウンド	1時間につき	グラウンド	団体全面	200円	
		ソフトボール	団体1面	100円	
		夜間照明	団体	300円	
町営テニスコート	1時間につき	テニスコート	1面	200円	
		夜間照明	1時間につき	300円	
町営野球場	1時間につき	グラウンド	団体	600円	
		利用施設	年間		
個人利用年間共通券	清里トレーニングセンター・アリーナ・第1・第2トレーニング室・札幌トレーニングセンター・町民プール	5,000円			

※町内高校生以下の方は無料、70歳以上の方は半額でご利用できます。



街角再発見 vol.11

「街角再発見」は、広報担当者が街角をぶらりと散策し、地域の魅力再発見につながる内容をお届けするコーナーです。



(有)上本商店 上本 憲生さん

「お世を守り、
町此の皆さんの生活を支え続けた」



(うえもと・のりたか)昭和53年生まれ。「町民の生活を守る」という使命感を持ちながら、日々仕事と向き合っている。

L Pガスや灯油、金物などの販売を行う上本商店は、昭和41年に創業し、今年で57年目を迎えます。上本商店は憲さんの祖父の兄が創業し、当初は主に野菜の種などを販売していました。当時は商品を入れたカゴを背負い、汽車で川湯まで販売を行っていたそうです。その後は祖父、父とお店を引き継ぐ中で、家庭で普及し始めたL Pガスや金物などの取扱いを始めました。憲さんは、関西の大学を卒業後、民間企業で社会経験を積んだ後に家業を継ぐことを決意。現在は4代目としてお店を営んでいます。

5年前のブラックアウトの際には、重要なライフラインでもあるガスやカセットコンロの提供を通して「お客様の生活を守っている」という意識をより強く持つようになったという上本さんは「町民の皆さんのがんに欠かせない燃料を供給している以上、このお店を守り続けることが、私の使命だと考えています。生活されている中で困ったり不便に感じることがあればいつでもご相談ください。一緒に解決策を探しましょう」と、仕事に対する熱い想いを話してくれました。

●人口と世帯数 2月末日現在 ()内は先月比

- ・人口 計3,796人(+2)
- ・世帯数 1,733世帯(±0)

男性 1,872人(-1)
 女性 1,924人(+3)

Kiyosato
Happy Smile

4月に1歳のお誕生日を
迎えるお子さんを紹介し
ます



森田 泰行くん
(上斜里大和)
令和4年4月15日生まれ